| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 〃 | PKMRhips04 | 〃 | 第28222号<br>平成25年5月28日 | | |
| 〃 | PKMRhips05 | 〃 | 第28223号<br>平成25年5月28日 | | |
| 〃 | PKMRhips06 | 〃 | 第28224号<br>平成25年5月29日 | | |
| 〃 | PKMRhips07 | 〃 | 第28225号<br>平成25年5月29日 | | |
| 〃 | PKMRhips08 | 〃 | 第28226号<br>平成25年5月29日 | | |
| Rosa L. | AH01RE | 青木宏達<br>岐阜県揖斐郡大野町大字古川73番地1 | 第28164号<br>平成25年5月8日 | | |
| 〃 | AH02PU | 〃 | 第28165号<br>平成25年5月8日 | | |
| 〃 | Evera250 | 有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン<br>愛知県長久手市砂子607番地 | 第28187号<br>平成25年5月23日 | | |
| 〃 | Evera451 | 〃 | 第28188号<br>平成25年5月23日 | | |
| 〃 | EveraR001 | 〃 | 第28189号<br>平成25年5月23日 | | |
| 〃 | EveraR062 | 〃 | 第28190号<br>平成25年5月23日 | | |
| 〃 | EveraR031 | 〃 | 第28191号<br>平成25年5月23日 | | |
| 〃 | EveraR138 | 〃 | 第28193号<br>平成25年5月23日 | | |
| 〃 | EveraR030 | 〃 | 第28194号<br>平成25年5月23日 | | |
| 〃 | RB 2881 3 | 〃 | 第28196号<br>平成25年5月23日 | | |
| 〃 | Tanamachi ブリーラズベリー | 棚町満<br>福岡県三井郡大刀洗町山隈2720―2 | 第28211号<br>平成25年5月27日 | | |
| 〃 | Tanamachi スター | 〃 | 第28212号<br>平成25年5月27日 | | |
| Saccharum L. | KTn03-54 | 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構<br>茨城県つくば市観音台三丁目1番地1 | 第28234号<br>平成25年5月29日 | | |
| Veronica L. | ALLLADY | Allplants Holding B.V.<br>Simon Homburgstraat 19, 5431NN Cuijk, The Netherlands | 第28161号<br>平成25年5月7日 | | |
| 〃 | ALLLORD | 〃 | 第28163号<br>平成25年5月7日 | | |

**○農林水産省環境省告示第二号**

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省環境省令第二号）第五条第二項、第七条第一号及び第二号並びに第八条第二号及び第四号の規定に基づき、環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成十七年五月農林水産省環境省告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年八月三十日

農林水産大臣　林　芳正
環境大臣　石原　伸晃

第二条第一号中「（アライグマ）、」の下に「ヘルペステス・アウロプンクタトゥス（フイリマングース）、」を加え、同号ニ(2)中「ヌートリア）」の下に「、ヘルペステス・アウロプンクタトゥス（フイリマングース）」を加える。

**○農林水産省環境省告示第三号**

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース）の防除に関する件（平成十七年六月農林水産省環境省告示第十号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年八月三十日

農林水産大臣　林　芳正
環境大臣　石原　伸晃

題名中「ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース）」を「フイリマングース」に改める。

1中「ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース）」を「ヘルペステス・アウロプンクタトゥス（フイリマングース。以下単に「フイリマングース」という。）」に改める。

5の一のイの(1)、ロ、ハの(1)、ニ及びト中「ジャワマングース」を「フイリマングース」に改める。

3中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十五年三月三十一日」に改める。

4の一中「ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース。以下単に「ジャワマングース」という。）」を「フイリマングース」に、「ジャワマングースが」を「フイリマングースが」に改める。

5の一のイの(1)、ロ、ハの(1)、ニ及びト中「ジャワマングース」を「フイリマングース」に改める。

**○農林水産省環境省告示第四号**

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第十一条第二項の規定に基づき、カニクイアライグマの防除に関する件（平成十八年二月農林水産省環境省告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年八月三十日

農林水産大臣　林　芳正
環境大臣　石原　伸晃

題名中「カニクイアライグマ」を「カニクイアライグマ等」に改める。

1中「。以下単に「カニクイアライグマ」を「）、ヘルペステス・ヤヴァニクス（ジャワマングース）及びムンゴス・ムンゴ（シママングース）(以下「カニクイアライグマ等」に改める。

4の一並びに5の一のイの(1)及びハ中「カニクイアライグマ」を「カニクイアライグマ等」に改める。